

令和4年3月9日

総務部総務課

専決処分した事件の報告について（区が当事者である和解）

1 事件の概要

(1) 事件名

損害賠償請求事件（東京地方裁判所）

(2) 当事者

原告 区立施設利用者等

被告 江東区

(3) 請求の原因

区立施設の利用者である原告が、平成31年4月から令和元年7月までの期間に区立施設を利用していたところ、当該区立施設の職員からの不適切な対応により精神的苦痛を受けたとして、損害賠償等を求める訴えを提起した。

2 決定年月日 令和4年1月5日

3 決定（和解）金額 0円

4 和解内容

(1) 被告は、原告に対する対応によって、原告が精神的苦痛を受けたことに遺憾の意を表す。

(2) 被告は、今後も積極的に適切な施設運営の取り組みを推進することを約する。

(3) 原告は、その余の請求を放棄する。

(4) 原告と被告は、原告と被告との間には、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(5) 訴訟費用は各自の負担とする。